

## 当座勘定規定の一部改正について

共立信用組合は、「当座勘定規定」について所要の改正を行い、平成30年10月26日より新规定の適用を開始することとしました。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

### 新旧対照表

(下線部は変更箇所)

改正後	現 行
(省略) 第9条(支払の範囲) ①(省略) ② <u>呈示された手形小切手は、呈示日の15時まで 当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資 金により支払います。なお、15時以降に入金し た支払資金を支払に充当したとしても当組合は 責任を負わないものとします。</u> ③手形、小切手の金額の一部支払いはしません。  (以下省略)	(省略) 第9条(支払の範囲) ①(省略) (追記)  ②手形、小切手の金額の一部支払いはしません。  (以下省略)